

君津市都市計画審議会運営要綱

平成 22 年 7 月 26 日

改正 平成 30 年 1 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、君津市都市計画審議会条例（平成 12 年君津市条例第 7 号。次条において「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、君津市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員等の代理)

第 2 条 委員、臨時委員及び専門委員の代理は認めない。ただし、条例第 2 条第 2 項第 4 号の委員は、当該委員が委任する当該機関の職員にその職務を行わせることができる。

(会議の秩序保持)

第 3 条 議長は、審議会の秩序を保持し、議事を整理する。この場合において、議長は、必要があると認めるときは、秩序を乱した者を退場させることができる。

(会議録)

第 4 条 審議会の会議については、会議録を作成し、議長及び議長が指名した委員 2 名がこれに署名するものとする。

2 会議録の公開は、君津市審議会等の会議の公開に関する規則（平成 18 年君津市規則第 1 号）第 8 条の規定により行う。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 29 日から施行する。